



沖縄県指令農第782号

沖縄県名護市宇安部39番地
名護市東海岸漁業協同組合設立発起人
代表 久志 常春

平成30年5月9日付けで提出のあった、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)第63条第1項に基づく、組合の設立認可申請については、次の理由により水協法第64条第1号及び第2号に該当すると認められることから、認可できません。

平成30年7月5日

沖縄県知事 翁長 雄志



- 1 組合員の資格について、「定款」第8条第1項により、「この組合の正組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有し、かつ、一年を通じて九十日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民とする。」とのみ規定されており、水協法第18条第1項の規定に違反していること。
- 2 「名護市東海岸漁業協同組合設立準備会 議事録」の他、本件認可申請書添付資料では、設立準備会において「地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項」を定めているとは認められず、水協法第61条第1項の規定に違反していること。
- 3 「発起人の住所、氏名、年齢及び経歴の概要を記載した書面並びにこれらの書面に用いた印の印鑑登録証明書」の他、本件認可申請書添付資料では、発起人が「組合員(准組合員を除く。)となろうとする者」、また設立同意書を申し出た者が「組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者」であるとは認められず、水協法第59条から第63条の規定に違反していること。
- 4 「定款」第2条第5号に規定される「組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管、又は販売」に係る事業について、ほぼ漁業実績の無い組合員による水揚げを前提とし、また、原材料の確保の面など根拠に乏しい状況で「事業計画書」が策定されていることから、事業を運営していく上で不確実性が非常に高く、その目的達成が困難と認められる。
また、「事業計画書」から収支を計算すると、組合が行う事業だけでは計画策定されている第3年度終了時点まで赤字である。
これらのことから、事業を行うために必要な経営的基礎を欠いていると認められること。

(教示)

- 1 この処分について不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。